

承認第2号

専決処分について承認を求める件（芽室町都市計画税条例中一部改正の件）

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

令和3年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

## 専 決 処 分 書

### 芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項の前の見出し及び同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第5項及び第6項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10項の見出し及び同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項から第35項まで」に改める。

附則第15項中「平成38年度」を「令和8年度」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、な

お従前の例による。

上記、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年5月10日

芽室町長 手 島 旭

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

## 芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 一略一 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 一略一 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>4 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を</p>

改正案

ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

現行

当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を

## 改正案

得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に

## 現 行

乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に

改正案

おける都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

- 9 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 10 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

現 行

おける都市計画税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

- 9 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 10 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

改正案

現 行

—略—

—略—

11～13 —略—

11～13 —略—

14 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第33項から第35項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(経過措置)

(経過措置)

15 都市計画税の税率は、平成20年度から令和8年度までの各年度分に限り、第3条の規定にかかわらず、100分の0.1とする。

15 都市計画税の税率は、平成20年度から平成38年度までの各年度分に限り、第3条の規定にかかわらず、100分の0.1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(施行期日)

2 この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。



芽室町都市計画税条例改正案の概要

税目 都市計画税

改正項目	関係条項	改正の内容	適用年月日	摘要
1 宅地等に対して課する都市計画税の特例	法第702条 法附則第18条 条例附則第4項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度の課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り令和2年度の課税標準額に据え置く特例措置を設ける。</li> </ul>	令和3年4月1日	
2 農地に対して課する都市計画税の特例	法第702条 法附則第19条 条例附則第10項	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度の課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り令和2年度の課税標準額に据え置く特例措置を設ける。</li> </ul>	令和3年4月1日	